

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	人事委員会事務局	整理番号	2-1
処分の種類	職員団体の登録の効力停止及び登録の取消し			
根拠法令条例等・条項	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第53条第6項			
処分の概要	職員団体の登録の効力停止及び登録の取消し			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員団体の登録の効力停止 登録を受けた職員団体に地方公務員法第53条第6項に規定する事実がある場合において、60日以内に当該事実が是正される見込みがあるとき。</li> <li>2 職員団体の登録の取消し 登録を受けた職員団体に地方公務員法第53条第6項に規定する事実がある場合において、60日以内に当該事実が是正される見込みがないとき、又は、職員団体の登録の効力が停止され60日を経過したにもかかわらず当該事実が是正されなかったとき。</li> <li>3 職員団体の登録の効力を停止する場合には、行政手続法第13条第1項第2号の規定により、当該職員団体に対し、弁明の機会を付与するものとする。</li> <li>4 職員団体の登録を取り消す場合には、行政手続法第13条第1項第1号ロの規定により、当該職員団体に対し、聴聞を行うものとする。</li> </ol>			
基準の制定根拠	地方公務員法第53条			